

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一十 (略)</p> <p>十一 会員等 法第八十一条第一項第三号に規定する会員等をいう。</p> <p>十二 十九 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券の受渡しを確実にする措置)</p> <p>第九条の二 令第二十六条の二の二第一項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める措置は、空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置とする。</p> <p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引(第二十号から第三十六号までに掲げる</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 一十 (略)</p> <p>十一 会員等 法第五十六条の四第一項に規定する会員等をいう。</p> <p>十二 十九 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(有価証券の受渡しを確実にする措置)</p> <p>第九条の二 令第二十六条の二の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定める措置は、空売りに係る有価証券について借入契約の締結その他の当該有価証券の受渡しを確実にする措置とする。</p> <p>(借入れ有価証券の裏付けの確認等の適用除外)</p> <p>第九条の三 令第二十六条の二の二第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする(第二十号から第三十六号までに</p>

取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。 )とする。

一〜三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券(法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの)以下この号において「外国投資証券等」と総称する。)並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。)につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け(当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券(以下この号において「預託証券」という。)である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得する

掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した金融商品取引所の会員等及び取引所金融商品市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。 )。

一〜三 (略)

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券(法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの)以下この号において「外国投資証券等」と総称する。)並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。)につき自己の計算による空売りを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け(当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が同号に掲げる有価証券(以下この号及び第十条第四号において「預託証券」という。)である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預

- ことを含む。( )を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。)
- イ・ロ (略)
- 五 (略)
- 六 買い付けた有価証券(取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券を除く。 )であってその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引
- 七 (略)
- 八 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会(午前立会又は午後立会)のみの売買立会を含む。以下この章及び次章において同じ。 )によらない売買による空売りをを行う取引
- 九・十 (略)
- 十一 社債券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券(同号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。 )を除く。 )であって、当該社債券の発行者以外の者が発行した株券等(株券又は次号イに掲げる有価証券をいう。以下この号において同じ。 )により償還することができる旨の特約が付されているものについて、当該社債券が当該株券等により償還され

- 託証券を取得することを含む。( )を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。 )
- イ・ロ (略)
- 五 (略)
- 六 買い付けた有価証券であってその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引
- 七 (略)
- 八 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会(午前立会又は午後立会)のみの売買立会を含む。以下この章及び第十七条において同じ。 )によらない売買による空売りをを行う取引
- 九・十 (略)
- 十一 社債券(法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうち社債券の性質を有するものを含み、新株予約権付社債券(同号に掲げる有価証券のうち新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。 )を除く。 )であって、当該社債券の発行者である会社以外の会社が発行した株券(以下この章において「対象株券」という。 )により償還することができる旨の特約が付されているもの(以下この章において「他社株券償還特約付社債券」という。 )に

ることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該株券等の数量の範囲内で当該株券等と同一の銘柄の株券等の売付けを行う取引

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、次に掲げる有価証券（以下この章において「投資信託受益証券等」という。）に係る受益権の分割（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）及び株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券等に係る受益権（外国におけるこれに相当するものを含む。）及び投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

イ 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第四条第一項に規定する投資信託約款において、その投資信託財産の一口当たりの純資産額の変動率を金融商品市場における相場その他の指標の変動率に一致させるよう運用する旨を定めている投資信託に係るものに限る。）

ロ 法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（イ

ついて、当該社債券が当該株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資（優先出資法に規定する優先出資をいう。以下同じ。）の分割、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）及び株式無償割当て（会社法第百八十五条に規定する株式無償割当てをいう。以下同じ。）、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、第十六号に規定する投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

（新設）

（新設）

に掲げる有価証券に類するものに限る。)

八 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券で投資法人債券に類する証券のうち口に掲げる有価証券に類似するもの

二 法第二条第一項第十四号に掲げる有価証券のうちイに掲げる有価証券に類似するもの

ホ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちニに掲げる有価証券の性質を有するもの

ヘ 有価証券信託受益証券で口、八又はホに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

ト 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で口、八又はホに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

十三・十四 (略)

十五 空売り(令第二十六条の二の二第一項第二号に該当するもの)に限る。次項第五号及び第三項第四号において同じ。)を行う取引であつて、次に掲げる理由により行う取引

イ・ロ (略)

八 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十六 投資信託受益証券等に係る次に掲げる取引

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

十三・十四 (略)

十五 空売り(令第二十六条の二の二第一項第二号に規定する空売りに限る。第十条第十五号及び第十一条第十三号において同じ。)を行う取引であつて、次に掲げる理由により行う取引

イ・ロ (略)

八 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

十六 法第二条第一項第十号に掲げる投資信託の受益証券(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)

第四条第一項に規定する投資信託約款において、投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成十二年政令第四百八十号。以下

「投信法施行令」という。)第十二条第二号イに掲げる旨を定めて

いる投資信託に係るものに限る。以下この章において「投資信託」というものは、この章において「投資信託」として規定するものをいう。)

イ 投資信託受益証券等をその投資信託財産又はこれに類する財産に属する有価証券に交換（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「投信法施行令」という。）第十二条第一号イ若しくは第二号八に規定する交換又はこれに類するものに限る。）をする請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

ロ 投資信託受益証券等の取得（投信法施行令第十二条第二号ロに規定する取得又はこれに類するものに限る。）の申込みを行つており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券等の数量の範囲内で当該投資信託受益証券等と同一の銘柄の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券等又は投資証券につき自己の計算による空売りを行つ取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

「投資信託受益証券」という。）に係る次に掲げる取引

イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換（投信法施行令第十二条第一号イ又は第二号八に規定する交換に限る。）をする請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

ロ 投資信託受益証券の取得（投信法施行令第十二条第二号ロに規定する取得に限る。）の申込みを行つており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、法第二条第一項第十号に掲げる外国投資信託の受益証券（投資信託受益証券に類するものに限る。以下この章において「外国投資信託受益証券」という。）、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りを行つ取引のうち、次に掲げるもの

イ・ロ（略）

十八(二十一) (略)

二十二 有価証券に係る法第二十一条第一号に掲げる取引(以下この号において「有価証券先物取引」という。)(又は有価証券に係る同項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条において「有価証券指標先物取引」という。))に係る約定価額又は約定数値(同項第二号に規定する約定数値をいう。以下同じ。)(の水準と有価証券指数等(有価証券先物取引に係る有価証券の価額の合計額又は有価証券指数(有価証券の価格に基づき算出される指数をいう。以下この条において同じ。))をいう。以下この条において同じ。)(の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引(これに準ずる取引で有価証券指数に係る同項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含み、第三号に掲げる取引を除く。)(

イ 買方有価証券指標先物取引等(有価証券先物取引の買付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値(法第二十一条第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。))が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものをいう。以下この条において同じ。)(を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。)(の売付けを行う取引

十八(二十一) (略)

二十二 有価証券に係る法第二十一条第一号に掲げる取引(以下この号及び第十四条第六号において「有価証券先物取引」という。)(又は有価証券に係る同項第二号に掲げる取引(これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。以下この条及び第十四条において「有価証券指標先物取引」という。))に係る約定価額又は約定数値(同項第二号に規定する約定数値をいう。以下同じ。)(の水準と有価証券指数等(有価証券先物取引に係る有価証券の価額の合計額又は有価証券指数(有価証券の価格に基づき算出される指数をいう。以下この条及び第十四条において同じ。))をいう。以下この条及び第十四条において同じ。)(の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引(これに準ずる取引で有価証券指数に係る同項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含み、第三号に掲げる取引を除く。)(

イ 買方有価証券指標先物取引等(有価証券先物取引の買付け又は有価証券指標先物取引のうち現実数値(法第二十一条第二号に規定する現実数値をいう。以下同じ。))が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものをいう。以下この条及び第十四条において同じ。)(を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券(当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。)(の売付けを行う取引

□ 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方  
有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の売付け又は有価  
証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に  
金銭を支払う立場の当事者となるものをいう。以下この条にお  
いて同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所  
の定める方法（有価証券先物取引においては買戻しに限る。）  
により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で銘柄の  
異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が  
当該買方有価証券指標先物取引等又は当該売方有価証券指標先  
物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定し  
たものに限る。）の売付けを行う取引

二十三（略）

二十四 有価証券に係る法第二十一条第三号に掲げる取引（  
以下この条において「有価証券オプション取引」という。）に係  
る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成立する取引に  
係る価格をいう。）及び対価の額と有価証券の売買価格の関係を  
利用して行う取引であつて、有価証券オプション取引を新規に行  
うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、又は売り付け  
る権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された  
場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有  
価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲  
げる取引を除く。）

二十五（略）

□ 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方  
有価証券指標先物取引等（有価証券先物取引の売付け又は有価  
証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に  
金銭を支払う立場の当事者となるものをいう。以下この条及び  
第十四条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金  
融商品取引所の定める方法（有価証券先物取引においては買戻  
しに限る。）により決済するとともに、当該決済する金額の範  
囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合  
計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等又は当該売方有  
価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似する  
ように選定したものに限る。）の売付けを行う取引

二十三（略）

二十四 有価証券に係る法第二十一条第三号に掲げる取引（  
以下この条及び第十四条において「有価証券オプション取引」と  
いう。）に係る権利行使価格（当事者の一方の意思表示により成  
立する取引に係る価格をいう。）及び対価の額と有価証券の売買  
価格の関係を利用して行う取引であつて、有価証券オプション取  
引を新規に行うことにより有価証券を買い付ける権利を取得し、  
又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又  
は行使された場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範  
囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引  
（第三号に掲げる取引を除く。）

二十五（略）

二十六 投資信託受益証券等の約定価額の水準と当該投資信託受益証券等と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券等の売付けを行う取引

二十七 投資信託受益証券等の約定価額の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券等の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券等に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十八 投資信託受益証券等の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券等の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

二十六 投資信託受益証券の約定価額の水準と当該投資信託受益証券と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券の売付けを行う取引

二十七 投資信託受益証券の約定価額の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券（その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第三十二号までにおいて同じ。）の売付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第三十一号及び第三十二号において同じ。）を行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十八 投資信託受益証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

二十九 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標によるものをいう。以下この条において同じ。）又は指標連動有価証券の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。）を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標によるものをいう。次号において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所のでめる方法により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額

イ 買方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を受領する立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標によるものをいう。以下この条及び第十四条において同じ。）又は指標連動有価証券の買付け（当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。）を新規に行うとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

ロ 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高と対当する売方有価証券指標先物取引（有価証券指標先物取引のうち現実数値が約定数値を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるものであって、当該投資信託受益証券等に係る指標によるものをいう。次号及び第十四条において同じ。）の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所のでめる方法により決済するとともに、当該決済する金額の範囲内で当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第二十二号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額

の範囲内で投資信託受益証券等の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券等の価格の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券等に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号において「投資信託受益証券等オプシヨン取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券等の価額（当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十二 投資信託受益証券等オプシヨン取引により投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買付けることとなる投資信託受益証券等の価額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券等の価額（投資信託受益証券等オプシヨン取引により当該投資信託受益証券等売り付ける権利を取得し、又は買付けする権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券等の価額、当該投資信託受益証券等と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の額並びに指標連動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引

の範囲内で投資信託受益証券の売付けを行う取引

三十一 投資信託受益証券の価格の水準と指標の水準の関係を利用して行う取引であつて、投資信託受益証券に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（次号及び第十四条において「投資信託受益証券オプシヨン取引」という。）を新規に行うことにより投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券の価額（当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第二十四号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

三十二 投資信託受益証券オプシヨン取引により投資信託受益証券等を買付けする権利を取得し、又は売り付ける権利を付与している場合において、当該権利を行使し、又は行使された場合に買付けることとなる投資信託受益証券の価額の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該投資信託受益証券の価額（投資信託受益証券オプシヨン取引により当該投資信託受益証券を売り付ける権利を取得し、又は買付けする権利を付与している場合に当該権利を行使し、又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券の価額、当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第二十四号及び第二十五号に掲げる取引の額並びに指標連動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引（第三号に掲げる取引を除く。）

引(第三号に掲げる取引を除く。)

三十三 取引所金融商品市場における投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等(第十二号へに掲げる有価証券にあつては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同号トの表示する権利に係る有価証券)に係る指標に平準化するた  
めの当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引

(削る)

(削る)

(削る)

る取引を除く。)

三十三 取引所金融商品市場における次のイからホまでに掲げる有価証券の価格をそれぞれ当該イからホまでに定める指標に平準化するための当該有価証券の売付けを行う取引

イ 投資信託受益証券 当該投資信託受益証券に係る指標

ロ 外国投資信託受益証券 当該外国投資信託受益証券に係る指標

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券(資産を主として有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に対する投資として運用する外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいい、その規約又はこれに相当する書類において、その資産を投信法施行令第十二条第二号イの規定に準じて運用する旨を定めているものに限る。)の発行するものであつて、投資証券に類するものに限る。) 当該外国投資証券に係る指標

ニ 有価証券信託受益証券でロ又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの 当該受託有価証券に係る指標

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でロ又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの 当該表示する権利に係る有価証券に係る指標

三十四 合併、株式交換又は株式移転（以下この号において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この号において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この号において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

三十五（略）

三十六 取引所金融商品市場における有価証券の価格を他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システム（令第二十六条の二の二第七項に規定する私設取引システムをいう。以下この章において同じ。）における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

2 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第七号から第九号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。

一 前項第二号、第三号、第七号及び第九号から第十四号までに掲

三十四 合併、株式交換又は株式移転（以下この章において「合併等」という。）を決定した会社の発行した株券（以下この章において「合併等会社株券」という。）の約定価額の水準と当該会社と合併等をする会社の発行する株券（以下この章において「被合併等会社株券」という。）の合併等の比率に基づく約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）

三十五（略）

三十六 取引所金融商品市場における有価証券の価格を他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

（新設）

げる取引

二 店頭マーケットメイカーが、売付けの気配を出す店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

三 買い付けた店頭売買有価証券（店頭売買有価証券市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者を通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る店頭売買有価証券を除く。）であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引

四 店頭売買有価証券市場における売買のうち、当該店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買（以下この章及び次章において「システム売買」という。）が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

五 空売りをを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの  
イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

六 信用取引

- 七 前項第二十号、第二十一号及び第三十四号に掲げる取引
  - 八 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りを行う取引
  - 九 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場又は法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システムにおける当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引
- 3 | 令第二十六条の二の二第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引（第六号から第九号までに掲げる取引については、当該取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客及び私設取引システムにおいてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において確認が行われているものに限る。）とする。
- 一 第一項第二号、第三号、第七号、第九号から第十四号まで及び第十六号に掲げる取引
  - 二 第十四条第二項に規定する金融商品取引業者等が、売付けの気配を出す私設取引システムにおいて当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引
  - 三 買い付けた有価証券（私設取引システムにおいてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受

（新設）

託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係る有価証券を除く。）であつてその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

四 空売りをを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換

五 法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客である金融商品取引業者等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客の有している有価証券（借り入れているもの及び令第二十六条の二に規定する場合における場合における同条の有価証券を除く。）の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該金融商品取引業者等が自己の計算により空売りをを行う取引（あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなつており、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限り、第一項第三号に掲げる取引を除く。）

イ 当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会における総売買代

- 金を総売買高で除して得た価格（ロにおいて「出来高加重平均価格」という。）
- ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該金融商品取引業者等が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所金融商品市場又は当該金融商品取引業者の開設する私設取引システムにおいて分割して売付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売付高で除して得た価格
- 六 第一項第二十号から第三十二号まで及び第三十四号に掲げる取引
- 七 私設取引システムにおける投資信託受益証券等の価格を当該投資信託受益証券等（第一項第十二号へに掲げる有価証券にあつては同号への受託有価証券、同号トに掲げる有価証券にあつては同号トの表示する権利に係る有価証券）に係る指標に平準化するための当該投資信託受益証券等の売付けを行う取引
- 八 私設取引システムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空売りを行う取引
- 九 私設取引システムにおける有価証券の価格を他の法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が開設する私設取引システム又は取引所金融商品市場若しくは店頭売買有価証券市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

(削る)

第九条の四 令第二十六条の二の二第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする（第十五号から第十九号までに掲げる取引については、当該各号に掲げる取引として空売りを行うことが当該空売りを受託した認可金融商品取引業協会の会員及び店頭売買有価証券市場においてする当該空売りの委託の取次ぎの申込みを受けた者において、確認が行われている場合に限る。）。

一 発行日取引

二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 有価証券信託受益証券で八に掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

三 店頭マーケットメイカーが、売付けの気配を出す店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引

四 買い付けた店頭売買有価証券であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引

五 貸し付けている店頭売買有価証券（借り入れたものを除く。）

- 
- の売付けであつて、その決済前に当該店頭売買有価証券の返還を受けることが明らかな場合における当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引
- 六 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りをを行う取引
- 七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使しており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
- ロ 新株予約権証券
- ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
- ニ 交換社債券
- ホ 取得請求権付株券
- 八 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- 九 他社株券償還特約付社債券について、当該他社株券償還特約付社債券が対象株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
-

十 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）  
株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前にあって、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 空売りを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの  
イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換  
十四 信用取引

- 
- 十五 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
  - ロ 新株予約権証券
  - ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
  - ニ 交換社債券
  - ホ 取得請求権付株券
- 十六 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
  - ロ 新株予約権証券
  - ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
  - ニ 交換社債券
  - ホ 取得請求権付株券
-

(取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場における売買価格の決定方法に準ずるもの)

第十条 令第二十六条の二の二第七項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 定義府令第十七条各号に掲げる方法
- 二 競売買の方法又は前号に掲げる方法に類似する方法

(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十一条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引

十七 合併等会社株券の約定価額の水準と被合併等会社株券の合併等の比率に基づく約定価額の水準の関係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引(合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。)

十八 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りを行う取引

十九 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引

(新設)

(空売りを行う場合の明示及び確認義務の適用除外)

第十条 令第二十六条の三第五項に規定する内閣府令で定める取引は

は、第九条の三第一項第一号から第十七号までに掲げる取引とする。

(削る)

(削る)

(削る)

次に掲げる取引とする。

一 法第二条第二十一項第一号に掲げる取引

二 発行日取引

三 次に掲げる有価証券につき空売りをを行う取引

イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券

ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）

ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの

ニ 有価証券信託受益証券で八に掲げる有価証券を受託有価証券とするもの

四 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている有価証券（法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券及び同項第十七号に掲げる有価証券のうち株券の性質を有するもの）以下この号において「外国投資証券等」と総称する。）並びに有価証券信託受益証券で外国投資証券等を受託有価証券とするもの及び同項第二十号に掲げる有価証券で外国投資証券等に係る権利を表示するものに限る。）につき自己の計算による空売りをを行う取引であつて、当該取引に関し、外国金融商品市場において当該会員等が当該空売りに係る有価証券の買付け（当該空売りに係る有価証券が有価証券信託受益証券である場合には、当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該

(削る)

会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを信託して当該有価証券信託受益証券を取得することを含み、当該空売りに係る有価証券が預託証券である場合には、当該預託証券に表示される権利に係る有価証券と同一の銘柄の有価証券で当該会員等が既に保有しているもの又は外国金融商品市場において買付けを行うものを預託して当該預託証券を取得することを含む。)を行う取引を伴うもの(次に掲げるものに限る。)

イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引

ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

五 マーケットメイカーが、売付けの気配を出す取引所金融商品市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りをを行う取引

六 買い付けた有価証券であつてその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引

七 貸し付けている有価証券(借り入れたものを除く。)の売付けであつて、その決済前に当該有価証券の返還を受けることが明らかなる場合における当該有価証券の売付けを行う取引

八 取引所金融商品市場における売買のうち、当該取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない売買による空売りをを行う取引

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

九 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使し

ており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

二 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

(削る)

十 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の

数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

(削る)

十一 他社株券償還特約付社債券について、当該他社株券償還特約

付社債券が対象株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

(削る)

十二 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資

の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）

、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口）

(削る)

以下この号において「株式等」という。( )の数量の範囲内で当該株式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

(削る)

十三 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に応じており、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

(削る)

十四 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前にあって、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

(削る)

- 十五 空売りを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの
- イ 株券の名義書換
  - ロ 株券に記載された株式の数が金融商品取引所の定める売買単位の株式の数である株券への交換
  - ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴う新たな株券への交換
  - ニ 投資信託受益証券に係る次に掲げる取引
  - イ 投資信託受益証券をその投資信託財産に属する有価証券に交換(投信法施行令第十二条第一号イ又は第二号八に定める交換に限る。 ) する請求を行つており、当該請求の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引(第三号に掲げる取引を除く。 )
  - ロ 投資信託受益証券の取得(投信法施行令第十二条第二号ロに

(削る)

- 2 令第二十六条の三第六項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、第九条の三第二項第一号から第五号までに掲げる取引とする。
- 3 令第二十六条の三第七項において準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、第九条の三第三項第一号から第四号までに掲げる取引とする。

(削る)

定める取得に限る。( )の申込みを行っており、当該申込みの結果取得することとなる投資信託受益証券の数量の範囲内で当該投資信託受益証券と同一の銘柄の投資信託受益証券の売付けを行う取引

十七 金融商品取引所の会員等が当該金融商品取引所に上場されている投資信託受益証券、外国投資信託受益証券、投資証券、有価証券信託受益証券で外国投資信託受益証券を受託有価証券とするもの又は法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で外国投資信託受益証券に係る権利を表示するものにつき自己の計算による空売りを行う取引のうち、次に掲げるもの

- イ 円滑な流通の確保のために売付けの注文と買付けの注文を継続的に行う場合の当該売付けの注文に基づく取引
- ロ 買付けの注文に応じて売り付ける取引

(新設)

(新設)

第十一条 令第二十六条の三第六項で準用する同条第五項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

- 一 発行日取引

- 
- 二 次に掲げる有価証券につき空売りを行う取引
- イ 法第二条第一項第一号から第三号までに掲げる有価証券
  - ロ 法第二条第一項第五号に掲げる有価証券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）
  - ハ 法第二条第一項第十七号に掲げる有価証券のうちイ又はロに掲げる有価証券の性質を有するもの
  - ニ 有価証券信託受益証券で八に掲げる有価証券を受託有価証券とするもの
  - 三 店頭マーケットメイカーが、売付けの気配を出す店頭売買有価証券市場において当該売付けに係る気配に基づき自己の計算による空売りを行う取引
  - 四 買い付けた店頭売買有価証券であつてその決済を結了していない店頭売買有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた店頭売買有価証券により当該売付けの決済を行う取引
  - 五 貸し付けている店頭売買有価証券（借り入れたものを除く。）の売付けであつて、その決済前に当該店頭売買有価証券の返還を受けることが明らかな場合における当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引
  - 六 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引
  - 七 次に掲げる有価証券に付与された株券を取得する権利を行使し
-

- ており、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
  - ロ 新株予約権証券
  - ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
  - ニ 交換社債券
  - ホ 取得請求権付株券
  - ハ 有価証券の発行者が取得条項付株券に付与された権利を行使した場合に、当該権利が行使された結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
  - 九 他社株券償還特約付社債券について、当該他社株券償還特約付社債券が対象株券により償還されることが決定した場合に、償還を受けることとなる当該対象株券の数量の範囲内で当該対象株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
  - 十 有価証券の発行者が株式分割、優先出資証券に係る優先出資の分割、投資信託受益証券に係る受益権の分割及び投資証券に係る投資口の分割（以下この号において「株式分割等」という。）  
、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合において、当該株式分割等、株式無償割当て、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により割り当てられた株式、優先出資、投資信託受益証券に係る受益権及び投資証券に係る投資口（以下この号において「株式等」という。）の数量の範囲内で当該株

式等と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十一 有価証券の募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等に依りてあり、当該募集若しくは売出し又は特定投資家向け取得勧誘若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の結果取得することとなる有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十二 発行日取引により買付けを行った有価証券の受渡しの前において、当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引

十三 空売りをを行う取引であつて、次に掲げる理由によるもの

イ 株券の名義書換

ロ 株券に記載された株式の数が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の株式の数である株券への交換

ハ 毀損若しくは汚損又は商号変更に伴つ新たな株券への交換

(空売りをを行う場合の価格等)

第十二条 (略)

2 令第二十六条の四第一項本文に規定する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所金融商品市場におけるマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格(次項において「直近公表最良買気配価格」という。)とする。

(空売りをを行う場合の価格等)

第十二条 (略)

2 令第二十六条の四第一項本文に規定する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が当該空売りの直前に公表した当該取引所金融商品市場におけるマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格(次項において「直近公表最良買気配価格」という。)とする。

<p>3 令第二十六条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める価格は、直近公表最良買気配価格を公表した金融商品取引所が当該直近公表最良買気配価格の公表前の直近に公表した取引所金融商品市場における当該直近公表最良買気配価格と異なる価格であつてマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。</p>	<p>3 令第二十六条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める価格は、直近公表最良買気配価格を公表した金融商品取引所が当該直近公表最良買気配価格の直近に公表した取引所金融商品市場における当該直近公表最良買気配価格と異なる価格であつてマーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。</p>
<p>4 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める時間帯は、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会の開始の時刻から終了の時刻まで（当該売買立会に午前立会、午後立会その他の区分があるときは、これらを連続しているものとみなしたもの）とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>5 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出される価格は、取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が次に掲げる価格（これらの価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、当該価格から配当又は権利の価格を控除した価格。以下この項において同じ。）を基礎として算出するものとしてその業務規程において定める価格（当該価格がないときは、次に掲げる価格のいずれか）とする。</p> <p>一 法第百三十条に規定する最終の価格</p> <p>二 最終の気配相場の価格</p>	<p>（新設）</p>
<p>6 令第二十六条の四第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。</p>	<p>（新設）</p>
<p>7 令第二十六条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の</p>	<p>（新設）</p>

取引所金融商品市場は、毎月末日から起算して過去六月間の有価証券の売買高が最も多い取引所金融商品市場とする。

第十三条 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、店頭マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法とする。

2 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項本文に規定する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが行われる店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が当該空売りの直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格（次項において「直近公表最良買気配価格」という。）とする。

3 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める価格は、直近公表最良買気配価格を公表した認可金融商品取引業協会が当該直近公表最良買気配価格の公表前の直前に公表した店頭売買有価証券市場における当該直近公表最良買気配価格と異なる価格であつて店頭マーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。

4 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める時間帯は、店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則で定めるシステム売買の開始の時

第十三条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、店頭マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買を行う義務を負う方法とする。

2 令第二十六条の四第五項で準用する同条第一項本文に規定する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが行われる店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が当該空売りの直前に公表した当該店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格（次項において「直近公表最良買気配価格」という。）とする。

3 令第二十六条の四第五項で準用する同条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める価格は、直近公表最良買気配価格を公表した認可金融商品取引業協会が当該直近公表最良買気配価格の直前に公表した店頭売買有価証券市場における当該直近公表最良買気配価格と異なる価格であつて店頭マーケットメイカーが出した最も高い買付けの気配の価格とする。

（新設）

刻から終了の時刻まで（当該システム売買に午前のシステム売買、午後のシステム売買その他の区分があるときは、これらを連続しているものとみなしたもの）とする。

5 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第一号に規

定する内閣府令で定めるところにより算出される価格は、店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が次に掲げる価格（これらの価格が配当落ち又は権利落ち前であるときは、当該価格から配当又は権利の価格を控除した価格。以下この項において同じ。）を基礎として算出するものとしてその規則において定める価格（当該価格がないときは、次に掲げる価格のいずれか）とする。

一 法第六十七条の十九に規定する最終の価格

二 最終の気配相場の価格

6 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

7 令第二十六条の四第五項において準用する同条第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の店頭売買有価証券市場は、毎月末日から起算して過去六月間の店頭売買有価証券の売買高が最も多い店頭売買有価証券市場とする。

第十四条 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項に規定する内閣府令で定める売買価格の決定方法は、定義府令第十七条第二号に掲げる方法又はこれに類似する方法とする。

2 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項本文に規定

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

する内閣府令で定める価格は、空売りに係る有価証券につき当該空売りが行われる私設取引システムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が当該空売り前の直近に公表した当該私設取引システムにおける売付け及び買付けの気配（当該気配に基づく価格が前項に定める売買価格の決定方法で用いられるものに限る。）を提示する金融商品取引業者等が出した最も高い買付けの気配の価格（次項において「直近公表最良買気配価格」という。）とする。

3 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める価格は、直近公表最良買気配価格を公表した法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が当該直近公表最良買気配価格の公表前の直近に公表した私設取引システムにおける当該直近公表最良買気配価格と異なる価格であつて前項に規定する金融商品取引業者等が出した最も高い買付けの気配の価格とする。

4 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める時間帯は、私設取引システムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者の法第三十条の第二項に規定する業務の内容及び方法を記載した書類（次項において「業務内容方法書」という。）において定める取引の開始の時刻から終了の時刻まで（当該取引に午前の取引、午後の取引その他の区分があるときは、これらを連続しているものとみなしたもの）とする。

5 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定めるところにより算出される価格は、私設取引システムを開設する法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者が第十二条第五項又は前条第五項に定める価格に準ずる価格としてその業務内容方法書において定める価格とする。

6 令第二十六条の四第六項において準用する同条第一項第一号に規定する内閣府令で定める割合は、百分の十とする。

7 令第二十六条の四第六項において読み替えて準用する同条第一項第二号に規定する内閣府令で定める一の取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場は、毎月末日から起算して過去六月間の有価証券の売買高が最も多い取引所金融商品市場又は店頭売買有価証券市場とする。

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十五条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 第九条の三第一項各号(第十八号を除く。)に掲げる取引

二 (略)

(削る)

(空売りを行う場合の価格制限の適用除外)

第十四条 令第二十六条の四第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 第十条各号に掲げる取引

二 (略)

三 金融商品取引所の会員等が次に掲げる価格で顧客と取引所金融商品市場外又は金融商品取引所の業務規程に定める売買立会によらない売買により当該顧客の有している(借り入れている場合及び令第二十六条の二の規定に該当する場合を除く。)有価証券の買付けを行うことを約している場合に、当該買付けの数量の範囲

( 削る )

- 内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該会員等が自己の計算により空売りを行う取引（あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなり、かつ、特別の勘定で管理されている場合に限り、第十条第三号に掲げる取引を除く。）
- イ 当該買付けを行う日の当該取引所金融商品市場における当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売買立会における総売買代金を総売買高で除して得た価格（ロにおいて「出来高加重平均価格」という。）
- ロ 出来高加重平均価格を目標として、当該会員等が当該有価証券と同一の銘柄の有価証券を当該取引所金融商品市場において分割して売付けを行った当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の総売付代金を総売付高で除して得た価格
- 四 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
- ロ 新株予約権証券
- 八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
- 二 交換社債券

(削る)

ホ 取得請求権付株券

五 次に掲げる有価証券の買付け（当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。）の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

八 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

二 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

(削る)

六 有価証券先物取引又は有価証券指標先物取引に係る約定価額又は約定数値の水準と有価証券指数等の水準の関係を利用して行う

次に掲げる取引（これに準ずる取引で有価証券指数に係る法第二条第二十一項第三号に掲げる取引を利用して行うものを含み、第十条第三号に掲げる取引を除く。）

イ 買方有価証券指標先物取引等を新規に行うとともに、その取引契約金額の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。）の売付けを行う取引

(削る)

□ 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高と対当する売方  
有価証券指標先物取引等の取引契約残高の全部又は一部を金融  
商品取引所の定める方法（有価証券先物取引においては買戻し  
に限る。）により決済するとともに、当該決済する金額の範囲  
内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券の価額の合計  
額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等又は当該売方有価  
証券指標先物取引等に係る有価証券指数等の変動に近似するよ  
うに選定したものに限る。）の売付けを行う取引

(削る)

七 | 買方有価証券指標先物取引等の取引契約残高（これと対当する  
売方有価証券指標先物取引等の取引契約残高並びに当該買方有価  
証券指標先物取引等と同一の買方有価証券指標先物取引等に係る  
前号イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）に係  
る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該取引  
契約残高の範囲内で銘柄の異なる複数の有価証券（当該有価証券  
の価額の合計額の変動が当該買方有価証券指標先物取引等に係る  
有価証券指数等の変動に近似するように選定したものに限る。）  
の売付けを行う取引（これに準ずる取引で有価証券指数に係る法  
第二条第二十一項第三号に掲げる取引に伴い行うものを含み、第  
十条第三号に掲げる取引を除く。）

八 | 有価証券オプション取引に係る権利行使価格（当事者の一方の  
意思表示により成立する取引に係る価格をいう。）及び対価の額  
と有価証券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、有価  
証券オプション取引を新規に行うことにより有価証券を買い付け

( 削る )

る権利を取得し、又は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は行使された場合に取得することとなる当該有価証券の数量の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

九 有価証券オプション取引により有価証券を買い付ける権利を取得し又は売り付ける権利を付与している場合において、当該有価証券オプション取引に係る対価の額の変動により発生し得る危険を減少させるため当該権利を行使し又は行使された場合に買い付けることとなる当該有価証券の数量（有価証券オプション取引により当該有価証券を売り付ける権利を取得し又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行使し又は行使されることにより売り付けることとなる有価証券の数量及び当該有価証券と同一の銘柄に係る前号に掲げる取引の数量を控除した数量に限る。）の範囲内で当該有価証券と同一の銘柄の有価証券の売付けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

( 削る )

十 投資信託受益証券の約定価額の水準と当該投資信託受益証券と同一の金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標（以下この条において「指標」という。）に基づき運用することとされた他の投資信託受益証券の約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で当該他の投資信託受益証券の売付けを行う取引

( 削る )

十一 投資信託受益証券の約定価額の水準と指標の水準の關係を利

(削る)

用して行う取引であつて、当該投資信託受益証券の買付けを新規に行つとともに、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券(その価額の合計額の変動が当該投資信託受益証券に係る指標の変動に近似するように選定した有価証券をいう。以下この号から第十六号までにおいて同じ。)の売付け(当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の売付けに限る。次号、第十五号及び第十六号において同じ。)を行う取引(第十条第三号に掲げる取引を除く。)

十二 投資信託受益証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、その買付価額の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引(第十条第三号に掲げる取引を除く。)

(削る)

十三 有価証券指標先物取引に係る約定数値の水準又は指標の水準と投資信託受益証券の約定価額の水準の関係を利用して行う次に掲げる取引

イ 買方<sup>イ</sup>有価証券指標先物取引又は指標連動有価証券の買付け(当該指標連動有価証券が銘柄の異なる複数の有価証券である場合は、当該銘柄の異なる複数の有価証券の買付けに限る。)(を新規に行つとともに、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引)

ロ 買方<sup>ロ</sup>有価証券指標先物取引の取引契約残高と対当する売方<sup>ロ</sup>有価証券指標先物取引の取引契約残高の全部又は一部を金融商品取引所の定める方法により決済するとともに、当該決済する金

(削る)

額の範囲内で当該投資信託受益証券の売付けを行う取引  
十四 買方有価証券指標先物取引の取引契約残高（これと対当する  
売方有価証券指標先物取引の取引契約残高並びに当該買方有価証  
券指標先物取引と同一の買方有価証券指標先物取引に係る第六号  
イ及びロの取引の額を控除した取引契約残高に限る。）又は指標  
連動有価証券の買付残高に係る価格の変動により発生し得る危険  
を減少させるため、その取引契約残高又は買付価額の合計額の範  
囲内で投資信託受益証券の売付けを行う取引

(削る)

十五 投資信託受益証券の価格の水準と指標の水準の関係を利用し  
て行う取引であつて、投資信託受益証券オプション取引を新規に  
行うことにより投資信託受益証券を買い付ける権利を取得し、又  
は売り付ける権利を付与するとともに、当該権利を行使し、又は  
行使された場合に取得することとなる投資信託受益証券の価額（  
当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第八号に掲げる取引の  
額を控除した価額に限る。）の範囲内で指標連動有価証券の売付  
けを行う取引（第十条第三号に掲げる取引を除く。）

(削る)

十六 投資信託受益証券オプション取引により投資信託受益証券を  
買い付ける権利を取得し又は売り付ける権利を付与している場合  
において、当該権利を行使し又は行使された場合に買い付けるこ  
ととなる投資信託受益証券の価格の変動により発生し得る危険を  
減少させるため、当該投資信託受益証券の価額（投資信託受益証  
券オプション取引により当該投資信託受益証券を売り付ける権利  
を取得し又は買い付ける権利を付与している場合に当該権利を行

( 削る )

使し又は行使されることにより売り付けることとなる投資信託受益証券の価額、当該投資信託受益証券と同一の銘柄に係る第八号及び第九号に掲げる取引の額並びに指標連動有価証券に係る前号に掲げる取引の額を控除した価額に限る。) の範囲内で指標連動有価証券の売付けを行う取引(第十条第三号に掲げる取引を除く。)

十七 取引所金融商品市場における次のイからホまでに掲げる有価証券の価格をそれぞれ当該イからホまでに定める指標に平準化するための当該有価証券の売付けを行う取引

イ 投資信託受益証券 当該投資信託受益証券に係る指標

ロ 外国投資信託受益証券 当該外国投資信託受益証券に係る指標

ハ 法第二条第一項第十一号に掲げる外国投資証券(資産を主として有価証券(同条第二項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除く。)に対する投資として運用する外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十三項に規定する外国投資法人をいい、その規約又はこれに相当する書類において、その資産を投信法施行令第十二条第二号イの規定に準じて運用する旨を定めているものに限る。)の発行するものであって、投資証券に類するものに限る。) 当該外国投資証券に係る指標

ニ 有価証券信託受益証券でロ又はハに掲げる有価証券を受託有価証券とするもの 当該受託有価証券に係る指標

(削る)

(削る)

(削る)

2 令第二十六条の四第五項において準用する同条第四項に規定する

内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 第九条の三第二項各号(第六号を除く。)に掲げる取引

二 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)に該当しない者が行う信用取引(売付けの数量が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)

3 令第二十六条の四第六項において準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、第九条の三第三項各号に掲げる取引とす

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で口又はハに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの 当該表示する権利に係る有価証券に係る指標

十八 合併等会社株券の約定価額の水準と被合併等会社株券の合併等の比率に基づく約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行つとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引(合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。)

十九 取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所が定める売買単位に満たない数の有価証券につき空売りを行う取引

二十 取引所金融商品市場における有価証券の価格を他の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場における当該有価証券の価格と平準化するために当該有価証券の売付けを行う取引

(新設)

(新設)

る。

(削る)

第十五条 令第二十六条の四第五項で準用する同条第四項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 第十一条各号に掲げる取引

二 法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家(これに類する外国法人を含む。)に該当しない者が行う信用取引(売付けの数量が認可金融商品取引業協会の定める売買単位の五十倍以内である場合に限る。)

三 次に掲げる有価証券の売買価格と当該有価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の売買価格の関係を利用して行う取引であつて、当該有価証券の買付けを新規に行うとともに、当該株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引

イ 新株予約権付社債券

ロ 新株予約権証券

ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの

ニ 交換社債券

ホ 取得請求権付株券

四 次に掲げる有価証券の買付け(当該有価証券の発行者により当該有価証券を取得する権利を付与された場合を含む。)の残高に係る価格の変動により発生し得る危険を減少させるため、当該有

- 
- 価証券に付与された権利を行使することにより取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一の銘柄の株券の売付けを行う取引
- イ 新株予約権付社債券
  - ロ 新株予約権証券
  - ハ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券で株券に係る権利を表示するもの
  - ニ 交換社債券
  - ホ 取得請求権付株券
  - 五 合併等会社株券の約定価額の水準と被合併等会社株券の合併等の比率に基づく約定価額の水準の關係を利用して行う取引であつて、合併等会社株券の買付けを新規に行うとともに、その買付価額の範囲内で被合併等会社株券の売付けを行う取引（合併等の期日及び合併等の比率が決定されており、その事実が公表されている場合に限る。）
  - 六 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会が定める売買価格の公表の単位に満たない数の店頭売買有価証券につき空売りをを行う取引
  - 七 店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の価格を他の認可金融商品取引業協会が開設する店頭売買有価証券市場における当該店頭売買有価証券の価格と平準化するために当該店頭売買有価証券の売付けを行う取引
-

(空売りに係る情報の金融商品取引所等への提供)

第十五条の二 指定有価証券(令第二十六条の五第一項に規定する指定有価証券をいう。以下この条及び次条において同じ。)について、自己の計算による空売りを行った当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所(同項に規定する主たる金融商品取引所をいう。以下この条及び第十五条の四第一項において同じ。)の会員等は、令第二十六条の五第一項の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して当該主たる金融商品取引所における二営業日を経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報(同項第一号に規定する残高情報をいう。以下この条から第十五条の四までにおいて同じ。)を当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合(次条第一項第七号に規定する空売り残高割合をいう。以下この条において同じ。)が〇・〇〇二以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合に変更があったとき(当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、当該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれぞれについて小数点以下三位未満の端数を切り捨てて得た数値に変更がないとき及び同号に掲げるときを除く。) 当該変更があった日

(空売りに係る情報の金融商品取引所等への提供)

第十五条の二 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券(令第二十六条の五第一項に規定する指定有価証券をいう。以下この条及び次条において同じ。)について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において自己の計算による空売りを行った場合であつて、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日を経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報(令第二十六条の五第一項第一号に規定する残高情報をいう。以下この条から第十五条の四までにおいて同じ。)を当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売り残高割合(次条第一項第七号に規定する空売り残高割合をいう。以下この条において同じ。)が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき(当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。) 当該変更があった日

三 第一号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であつて、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となつたとき 当該変更があつた日

(新設)

2 指定有価証券について、顧客の委託を受けて空売りを行った当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等は、令第二十六条の五第一項の規定に基づき、当該顧客の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地（以下この条において「商号等」という。）とともに、当該顧客から提供された残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

3 指定有価証券について、自己の計算による空売りを行った者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）は、

(新設)

令第二十六条の五第二項の規定に基づき、第一項各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号等とともに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該残高情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、当該者の商号等とともに、当該残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

4 指定有価証券について、顧客の委託を受けて空売りを行った者（当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等を除く。）

(新設)

2 金融商品取引所の会員等は、指定有価証券について、当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場において顧客の委託を受けて行う空売りを行ったときは、当該顧客の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該顧客から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りを行った金融商品取引所に対し提供しなければならない。

は、令第二十六条の五第二項の規定に基づき、当該顧客の商号等とともに、当該顧客から提供された残高情報を、直ちに、当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所の会員等のうちいずれか一の者に対し提供しなければならない。この場合において、当該残高情報の提供を受けた主たる金融商品取引所の会員等は、当該顧客の商号等とともに、当該残高情報を、直ちに、当該主たる金融商品取引所に対し提供しなければならない。

5 指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、令第二十六条の五第三項の規定に基づき、当該委託の取次ぎの申込者の商号等とともに、当該委託の取次ぎの申込者から提供された残高情報を、直ちに、当該空売りの委託の取次ぎの相手方（複数の相手方に対し空売りの委託の取次ぎをしたときは、当該複数の相手方のうちいずれか一の者）に対し提供しなければならない。

6 指定有価証券の空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、令第二十六条の五第四項の規定に基づき、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して当該指定有価証券に係る主たる金融商品取引所における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号等とともに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方（複数の相手方に対し空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをしたときは、当該複数の相手方のうちいずれか一の者）に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売

3 取引所金融商品市場においてする指定有価証券の空売りの委託の取次ぎを引き受けた者は、当該委託の取次ぎの申込者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該委託の取次ぎの申込者から提供された残高情報を、遅滞なく、当該空売りの委託の取次ぎの相手方に対し提供しなければならない。

4 取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをした者は、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該空売りをした指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

一 当該空売りを行ったことにより、当該指定有価証券に係る空売

り残高割合が〇・〇〇二以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合に変更があったとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、当該変更前及び変更後の空売り残高割合のそれぞれについて小数点以下三位未満の端数を切り捨てて得た数値に変更がないとき及び同号に掲げるときを除く。） 当該変更があった日

三 第一号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があった場合であつて、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となつたとき 当該変更があった日

（削る）

（削る）

り残高割合が〇・〇〇二五以上となり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えたとき 当該空売りを行った日

二 前号に規定する空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があったとき（当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五以上であり、かつ、空売り残高売買単位数が五十を超えている場合に限り、前号に掲げるときを除く。） 当該変更があった日

（新設）

5 第一項の規定により残高情報を金融商品取引所に対し提供した当該金融商品取引所の会員等は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があつた場合であつて、当該変更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となつたときは、当該変更があつた日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該指定有価証券に係る自己の残高情報を当該金融商品取引所に対し提供しなければならない。

6 第四項の規定により残高情報を空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供をした者は、その提供した空売り残高割合又は空売り残高売買単位数に変更があつた場合であつて、当該変

7 第一項及び前項の「空売り残高売買単位数」とは、次条第二項に規定する残高数量を主たる金融商品取引所が定める当該空売りを行った指定有価証券に係る売買単位で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）とする。

8 第六項の空売り残高割合及び空売り残高売買単位数は、同項の空売りが次の各号に掲げるものである場合にあっては、当該各号に定めるものごとに計算するものとする。

一～三（略）

四 投資運用業を行う者（法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。）が同号イからハまでに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行った空売り 当該運用財産

五 前各号に掲げるもののほか、金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が定めるもの

9 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会が登録する店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

更後の空売り残高割合が〇・〇〇二五未満となり、又は空売り残高売買単位数が五十以下となったときは、当該変更があった日から起算して取引所金融商品市場における二営業日が経過する日の午前十時までに、当該者の商号、名称又は氏名及び住所又は所在地とともに、当該指定有価証券に係る残高情報を当該空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し提供しなければならない。

7 第一項及び前三項の「空売り残高売買単位数」とは、次条第二項に規定する残高数量を金融商品取引所が定める当該空売りを行った指定有価証券に係る売買単位で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの）とする。

8 第四項又は第六項の空売り残高割合及び空売り残高売買単位数は、第四項又は第六項の空売りが次の各号に掲げるものである場合にあっては、当該各号に定めるものごとに計算するものとする。

一～三（略）

（新設）

四 前三号に掲げるもののほか、金融庁長官が指定する空売り 金融庁長官が定めるもの

9 前各項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一・二 (略)

三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項

イハ (略)

二 投資運用業を行う者(法第二条第八項第十五号に掲げる行為に係る業務を行う者に限る。)が同号イから八までに掲げる権利その他同号に規定する政令で定める権利を有する者のために運用財産の運用として行つた空売り 運用財産の名称

ホ (略)

四六 (略)

七 指定有価証券に係る空売り残高割合(前号に掲げる残高数量を指定有価証券の発行済株式の総数又は発行済口数で除して得た数値(小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの)をいう。次条第一項において同じ。)

八 前条第一項第二号若しくは第三号又は第六項第二号若しくは第三号に該当する場合において残高情報を提供するとき、その提供前の直前に提供した残高情報に係る第五号に掲げる情報及び前号に掲げる情報(次条第一項第二号において「直近空売り残高割合」という。)

(金融商品取引所等へ提供する残高情報)

第十五条の三 令第二十六条の五第一項第一号に規定する空売りの残高に関する情報として内閣府令で定める情報は、次の各号に掲げる情報とする。

一・二 (略)

三 指定有価証券の空売りが次に掲げる空売りである場合にあつては、次に定める事項

イハ (略)

(新設)

二 (略)

四六 (略)

七 指定有価証券に係る空売り残高割合(前号に掲げる残高数量を指定有価証券の発行済株式の総数又は発行済口数で除して得た数値(小数点以下四位未満の端数があるときは、これを切り捨てたもの)をいう。)

(新設)

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日における指定有価証券の取引が終了するまでに令第二十六条の五第一項各号（同条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計（第九条の三第一項各号（第一号、第八号及び第十八号を除く。）、第二項各号（第一号、第四号、第六号及び第七号を除く。）、若しくは第三項各号（第一号及び第六号を除く。）、又は第十五条第一項第二号若しくは第二項第二号に掲げる取引として行った指定有価証券の数量の合計を除く。）のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。

3 第一項第七号の発行済株式の総数又は発行済口数は、同項第五号の計算年月日の発行済株式の総数又は発行済口数とする。ただし、当該発行済株式の総数又は発行済口数を知ることが困難な場合には、当該計算年月日前の直近の有価証券報告書等（法第二十四条第一項に規定する有価証券報告書、法第二十四条の四の七第一項に規定する四半期報告書又は法第二十四条の五第一項に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）に記載された発行済株式の総数又は発行済口数（有価証券報告書等が提出されていない場合にあっては、商業登記簿その他の書類の記載内容により計算された発行済株式の総数又は発行済口数）とすることができる。

（金融商品取引所等による空売りに係る情報の公表）

第十五条の四 主たる金融商品取引所は、令第二十六条の五第五項の

2 前項第六号の「残高数量」とは、一定の日までに令第二十六条の五第一項各号に掲げる空売りを行った指定有価証券の数量の合計（第十条（第一号を除く。）、第十一条、第十四条（第一号を除く。）、及び第十五条（第一号を除く。）に掲げる取引として行った指定有価証券の数量の合計を除く。）のうち、その一定の日後に当該指定有価証券又は当該指定有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量をいう。

（新設）

（金融商品取引所等による空売りに係る情報の公表）

第十五条の四 金融商品取引所は、当該金融商品取引所の会員等から

規定に基づき、当該主たる金融商品取引所の会員等から提供された残高情報のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものを取りまとめ、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

一 当該残高情報に係る空売り残高割合が 五以上であること。

二 当該残高情報に係る空売り残高割合が 五未満又は当該残高情報に係る第十五条の二第七項に規定する空売り残高売買単位数が五十以下であり、かつ、当該残高情報に係る直近空売り残高割合が 五以上であること。

2 (略)

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会について準用する。

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場における売買のうち、システム売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

(取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等の要件)

第十七条 発行会社は、取引所金融商品市場において会社法第五百十

提供された残高情報を取りまとめ、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

(新設)

(新設)

2 (略)

3 前二項の規定は、認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における店頭売買有価証券の売付けについて準用する。

第十五条の八 令第二十六条の六第三項において準用する同条第二項に規定する内閣府令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一 (略)

二 店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによる当該店頭売買有価証券市場の取引のためのシステムを通じた店頭売買有価証券の売買が行われていない時間帯における店頭売買有価証券の空売りを行う取引

(取引所金融商品市場における上場等株券の買付け等の要件)

第十七条 発行会社は、取引所金融商品市場において会社法第五百十

六条第一項（同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 （略）

（削る）

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所（上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該金融商品取引所においてその日

六条第一項（同法第六十三條及び第六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく上場等株券の買付け又はその委託等（以下この章において「上場等株券の買付け等」という。）を行う場合（次条に規定する場合を除く。）は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 （略）

二 金融商品取引所（上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所に限る。以下この章において同じ。）

の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の売買の終了すべき時刻（第二十三條第二号イにおいて「売買の終了すべき時刻」という。）の三十分前から当該時刻までの間（以下この号及び次條第二号において「直前三十分間」という。）以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと（直前三十分間以外の上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付け等を行うことを約すものは、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみなす。）。

三 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取

の売買立会の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

□ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値に

引所において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した取引所金融商品市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該金融商品取引所が当該注文の直近に公表した取引所金融商品市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

□ 金融商品取引所の定める規則により当該金融商品取引所においてその日の売買立会の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時まで公表された売買の価格（上場等株券につき当該金融商品取引所において公表された取引所金融商品市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第三号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値に

よる当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三 上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第三号において「買付日」という。）の属する週の前四週間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。））

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

よる当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格（当該金融商品取引所が定めるところにより気配相場の価格の公表が行われている場合は、当該気配相場の価格）を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

四 上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付けを行う日（以下この号及び第十九条第一項第四号において「買付日」という。）の属する週の前四週間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買（金融商品取引所の定める規則による売買立会によらない方法による有価証券の売買をいう。以下この号において同じ。）の売買数量を除く。）を当該四週間の当該取引所金融商品市場における売買立会が行われた日数で除した数量を売買単位（金融商品取引所が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第四号において「一日平均売買単位数」という。）に百分の二十五を乗じた売買単位数

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六月間における当該取引所金融商品市場における当該上場等株券の売買数量（立会外売買の売買数量を除く。）を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条第四号ロにおいて「月間平均売買単位数」という。）の区分に応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

(取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等)

第十八条 発行会社は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項(同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄(マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 (略)

(削る)

二 (略)

三 上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

(1) (3) (略)

(取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄である上場等株券の買付け等)

第十八条 発行会社は、取引所金融商品市場において会社法第百五十六条第一項(同法第百六十三条及び第百六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づくマーケットメイク銘柄(マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして金融商品取引所に届出を行い、当該金融商品取引所が指定する銘柄をいう。第二十三条第二号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

一 (略)

二 直前三十分間以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと(直前三十分間以外の時間に行う上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付けを行うことを約すものは、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみなす。)

三 (略)

四 上場等株券の買付けを行う取引所金融商品市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

イ 一日平均売買単位数

ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券の買付け等の要件)

第十九条 発行会社は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六條第一項(同法第百六十三條及び第百六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づき上場等株券の買付け等を行う場合(次条に規定する場合を除く。)は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 (略)

(削る)

イ 一日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数

ロ (略)

(店頭売買有価証券市場における上場等株券の買付け等の要件)

第十九条 発行会社は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六條第一項(同法第百六十三條及び第百六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づき上場等株券の買付け等を行う場合(次条に規定する場合を除く。)は、次に掲げる要件を満たさなければならぬ。

一 (略)

二 認可金融商品取引業協会(上場等株券の買付けを行う店頭売買

有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。)の規則の定めるところによる当該認可金融商品取引業協会の開設する店頭売買有価証券市場における取引のためのシステムを通じた上場等株券の売買(以下この章において「システム売買」という。)の終了すべき時刻の三十分前から当該時刻までの間(以下この号及び次条第二号において「直前三十分間」という。)以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと(直前三十分間以外)の時間に上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付けを行うことを約すものは、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみなす。)

二 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会（上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場を開設する認可金融商品取引業協会に限る。以下この章において同じ。）の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあっては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商

三 上場等株券の買付け等の注文の価格については、次に掲げるいずれかの価格により行うこと。

イ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表されるまでに行う上場等株券の買付け等の注文にあっては、当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券の前日の最終の売買の価格（公表された同日における最終の気配相場の価格を含み、その最終の売買の価格及びその最終の気配相場の価格のいずれもない場合には、同日前の最終の売買の価格又は最終の気配相場の価格が公表された日で当該前日に最も近い日におけるその最終の売買の価格又はその最終の気配相場の価格とする。）を上回らない価格（上場等株券の買付け等の注文を当該上場等株券の配当落ち又は権利落ち後に行う場合で、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した店頭売買有価証券市場における価格が配当落ち又は権利落ちの前のものであるときは、当該注文に係る上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会が当該注文の直近に公表した当該店頭売買有価証券市場における価格から配当又は権利の価格を控除した価格を上回らない価格）の指値により行うこと。

ロ 認可金融商品取引業協会の定める規則により当該認可金融商

品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時までに公表された売買の価格（上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第二号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

三| 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位（認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第三号において「一日平均売買単位数」という。）

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条

品取引業協会においてその日のシステム売買の始めの売買の価格が公表された後に行う上場等株券の買付け等の注文にあつては、その日に当該注文を行う時までに公表された売買の価格（上場等株券につき当該認可金融商品取引業協会において公表された店頭売買有価証券市場における売買の価格をいう。以下この号及び次条第三号において「公表価格」という。）のうち最も高い価格を上回る価格の指値による当該注文を行うものではなく、かつ、直近の公表価格を上回る価格の当該指値による当該注文を反復継続して行うものでないこと。

四| 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

イ 上場等株券の買付日の属する週の前四週間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を当該四週間の当該店頭売買有価証券市場におけるシステム売買が行われた日数で除した数量を売買単位（認可金融商品取引業協会が定める当該上場等株券の売買単位をいう。以下この号において同じ。）で表した売買単位数（以下この号及び次条第四号において「一日平均売買単位数」という。）に百分の二十五を乗じた売買単位数

ロ 上場等株券の買付日の属する月の前六ヶ月間における当該店頭売買有価証券市場における当該上場等株券の売買数量を六で除した数量を売買単位で表した売買単位数（以下この号及び次条

第三号口において「月間平均売買単位数」という。)の区分に  
応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 前項第二号イ及び第二十三条第三号イにおいて「最終の売買の価格」とは、システム売買の終了すべき時刻(認可金融商品取引業協会の規則の定めるところによるシステム売買の終了すべき時刻をいう。以下この項及び同条第四号イにおいて同じ。)の直近における売買の価格をいい、「最終の気配相場の価格」とは、システム売買の終了すべき時刻の直近における売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)をいう。

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である  
上場等株券の買付け等)

第二十条 発行会社は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六條第一項(同法第百六十三條及び第百六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三條第四号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさな

第四号口において「月間平均売買単位数」という。)の区分に  
応じ、次に掲げる数量

(1) (3) (略)

2 前項第三号及び第二十三条第三号において「最終の売買の価格」とは、上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻の直近における売買の価格をいい、「最終の気配相場の価格」とは、上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻の直近における売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均した価格(その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。)をいう。

(店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄である  
上場等株券の買付け等)

第二十条 発行会社は、店頭売買有価証券市場において会社法第百五十六條第一項(同法第百六十三條及び第百六十五條第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づく店頭マーケットメイク銘柄(店頭マーケットメイカーが恒常的に売付け及び買付けの気配を出し、かつ、当該売付け及び買付けの気配に基づき売買の義務を負うものとして認可金融商品取引業協会に届出を行い、当該認可金融商品取引業協会が指定する銘柄をいう。第二十三條第四号において同じ。)に係る上場等株券の買付け等を行う場合は、次に掲げる要件を満たさな

ければならない。

- 一 (略)

(削る)

- 二 (略)

三 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの数量を超えないこと。

- イ 一日平均売買単位数
- ロ (略)

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 発行会社が次に掲げる方法により、会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づき上場等株券の買付け等を行う場合には、第十条から第二十条までの規定は適用しない。

- 一 (略)

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、

ければならない。

- 一 (略)

二 直前三十分間以外の時間に、当該上場等株券の買付け等の注文を行うこと(直前三十分間以外の時間に行う上場等株券の買付け等の注文であつて、あらかじめ直前三十分間に上場等株券の買付けを行うことを約すものは、直前三十分間に上場等株券の買付け等の注文を行うものとみなす。)

- 三 (略)

四 上場等株券の買付けを行う店頭売買有価証券市場において、一日に行う上場等株券の買付け等の注文の数量の合計が次に掲げるいずれかの方法により算出した数量を超えないこと。

- イ 一日平均売買単位数に百分の二十五を乗じた売買単位数
- ロ (略)

(取引の公正の確保のため適当と認められる方法)

第二十三条 発行会社が次に掲げる方法により、会社法第五十六条第一項(同法第六十三条及び第六十五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に基づき上場等株券の買付け等を行う場合には、第十条から第二十条までの規定は適用しない。

- 一 (略)

二 取引所金融商品市場におけるマーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、

金融商品取引所が適当と認める方法

イ 当該金融商品取引所において公表された当該上場等株券の当該金融商品取引所の規則の定めるところによる当該金融商品取引所の開設する取引所金融商品市場における売買立会の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券の買付け等の注文を行うこと。

ロ 二（略）

三（略）

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 当該認可金融商品取引業協会において公表された当該上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により上場等株券の買付け等の注文を行うこと。

ロ 二（略）

金融商品取引所が適当と認める方法

イ 上場等株券の買付け等の注文が金融商品取引所が公表した売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により行うこと。

ロ 二（略）

三（略）

四 店頭売買有価証券市場における店頭マーケットメイク銘柄に係る上場等株券の買付け等のうち、次に掲げる要件を満たすものとして、認可金融商品取引業協会が適当と認める方法

イ 上場等株券の買付け等の注文が認可金融商品取引業協会が公表した当該上場等株券のシステム売買の終了すべき時刻における直近の売り気配の最安値と買い気配の最高値を平均して算出した価格（その価格に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げるものとする。）を上回らない価格の指値により行うこと。

ロ 二（略）

改正案	現行
<p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十四の四（略）</p> <p>二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所、認可金融商品取引業協会若しくは法第三十条第一項の認可を受けた金融商品取引業者又は金融商品取引所の会員等、認可金融商品取引業協会の会員若しくは同項の認可を受けた金融商品取引業者の顧客に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。第百二十三条第一項第二十六号及び第二十七号並びに第百五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第九条の三第一項第六号から第十六号まで、第二項第三号から第五号まで又は第三項第三号若しくは第四号に掲げる取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次</p>	<p>（禁止行為）</p> <p>第百十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一～二十四の四（略）</p> <p>二十四の五 有価証券（預託を受けていないものに限る。以下この号において同じ。）の売付けの委託又は委託の取次ぎの申込みの相手方に対し当該売付けに係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、金融商品取引所若しくは認可金融商品取引業協会又は金融商品取引所の会員等若しくは認可金融商品取引業協会の会員に対して当該有価証券の売付けが空売りでないことを明らかにする行為（当該売付けが有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。第百二十三条第一項第二十六号及び第二十七号並びに第百五十八条の三において「取引等規制府令」という。）第十条各号（第一号から第五号まで及び第十七号を除く。）又は第十一条各号（第一号から第三号までを除く。）の取引のいずれかに該当するものである場合には、当該取引に係る有価証券の管理の方法の確認をすることなく、当該売付け又は当該売付けの委託の取次ぎを行う行為）</p>

ぎを行う行為)

二十五)三十四 (略)

2)22 (略)

(決済措置の確認に係る記録)

第百五十八条の二 第百五十七条第一項第三号の二の決済措置の確認に係る記録には、令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により確認した内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一)三 (略)

四 令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)の規定により確認した決済措置の内容

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券(令第二十六条の二の二第一項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。))に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。)(の空売りが取引等規制府令第九条の三第一項第二十号から第三十六号まで、第二項第七号から第九号まで又は第三項第六号から第九号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空

二十五)三十四 (略)

2)22 (略)

(決済措置の確認に係る記録)

第百五十八条の二 第百五十七条第一項第三号の二の決済措置の確認に係る記録には、令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により確認した内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一)三 (略)

四 令第二十六条の二の二第一項又は第二項(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により確認した決済措置の内容

(決済措置適用除外取引の確認に係る記録)

第百五十八条の三 第百五十七条第一項第三号の三の決済措置適用除外取引の確認に係る記録には、受託した有価証券(令第二十六条の二の二第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))に規定する金融庁長官が指定する有価証券に限る。)(の空売りが取引等規制府令第九条の三第二十号から第三十六号まで又は第九条の四第十五号から第十九号までに掲げる取引として行うものであることを確認する場合における当該空売りの内容に関し、次に掲げる事項を記

一〇三 (略) 売りの内容に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〇三 (略) 載しなければならない。